

## 令和元年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年10月16日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 倉増 知   | 2番  | 宮崎 春夫  | 3番  | 俵 薫   |
| 4番  | 伊藤 新司  | 6番  | 岸 英法   | 7番  | 村上 浩一 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生  | 12番 | 井町 哲  |
| 13番 | 武藤 康志  | 14番 | 縄田 善博  | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一  | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二  |     |        |     |       |
- 4 出席推進委員
- |        |       |      |
|--------|-------|------|
| 大橋 つや子 | 田口 幸雄 | 中野 修 |
| 山縣 正明  |       |      |
- 5 欠席農業委員
- |          |           |
|----------|-----------|
| 5番 安部 好恵 | 8番 石田 健治郎 |
|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 瀧山 勝弘 | 弘中 隆司 | 山中 佳子 |
| 吉村 徹  |       |       |
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和元年第10回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、16名で、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。欠席委員は、5番 安部委員、8番 石田委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。「はい」の声) ありがとうございます。それでは指名をいたします。5番、伊藤新司委員。15番、安富委員。よろしく願いいたします。今年、作況指数も政府は97だという事で最終的には95くらいまで落ちるのではないかなというふうに思っておりますけれど、みなさんの所ではウンカの被害はどうだったかなというふうには思っております。不思議な事に遅物に秋ウンカが出たんですけれども、超遅物の山田錦には秋ウンカはいないようで、さっき安富委員と話していて「あれはおいしくないかもしれない」という話をしました。酒に化ければうまい米かもわかりませんが、そのまま食べたらうまくないとは聞いておりますけれど、ウンカもよく知っているのかなというふうに思っているところでございます。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法に基づく別段面積の見直しについてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議事に入ります前に訂正箇所が2箇所ありますので、みなさま訂正をお願いいたします。訂正箇所が2ページ。これは提出日が10月17日と書いてありますが、これは16日の間違えでございます。続きまして3ページで一番下の行をご覧くださいますと担当農業（推進）委員名で桑原正彦さんの名前の雅という字が正しいという字なのに間違えておりましたので、正しいという字に訂正をお願いいたします。みなさん大変申し訳ございませんでした。それと、先月の総会で空き家に付随する農地の地番の設定地域の審議と農地法第3条の審議を2回しなければならいのかというご意見をいただきまして、その事につきまして、事務局の方として調べた内容をご報告申し上げます。まず、この内容につきまして他市に問い合わせたり、ホームページ等で確認をいたしましたが、ほとんどの地域につきましては、地域指定と農地法第3条の審議を2回しておられます。しかし、わずかではございますが、地域指定を総会で審議されていない所もございました。事務局としての対応といたしましては、今後できるだけ事務の簡素化のためにも空き家バンクの登録申請があり、移住定住促進係から依頼があった農地につきましては、事務局で現地調査を行いまして総会ではその地番指定についての報告を申し上げて、そして委員のみなさんの意見を聞いた上でこの地番を告示していきたいと考えております。但し、この度これから農地法第3条、5条で申請がございしますが、現地調査を行いました、この度地番指定を行います農地についま</p>

<p>議長</p> <p>18番</p>	<p>しては3条の申請が出ておりましたので、現地調査を行って、現地確認を行っております。次回からはその調査がありましたら、その結果について総会において報告をする予定であります。また、農地法第3条の審議をしなければいけないかという事につきまして、これは農地法に基づいて農業委員会の許可案件でありますために、土地の所有者と購入希望者に農地法第3条の申請を出していただきまして、農業委員会の許可を受けいただくようにしなければなりません。報告については以上でございます。</p> <p>それでは、1ページの方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>朗読。</p> <p>それでは2ページの方をご覧いただきたいと思います。まず、農地法に基づく別段面積の見直しについて、1番。全域に設定という段がございますが、これは7月16日の総会で全域設定10アールについては見直しを行っております。この度審議いただくのは、2番の空き家に付随する農地に限定した設定でございます。下限面積は0.1アールでございます。0.1アールにつきましては別紙となっておりますが、空き家等情報バンク登録物件一覧をご覧いただきたいと思います。これは企画政策課移住定住促進係からいただいた農地バンクに登録された空き家に付随する農地の一覧表でございます。もう一枚ございまして、空き家等情報バンク登録物件一覧。これは農業委員会事務局が企画政策課からいただいた資料を基に独自に調べたものでございます。この一覧表の中で一番空き家バンクに登録された農地面積、0.3アール、30㎡が一番最低の面積となります。それに対応するために今0.1アールと設定しております。また、2ページに戻っていただきたいんですが、2番の空き家に付随する農地に限定した設定のところの設定地域につきまして、●●●●●でございますが、それは位置といたしましては、山口県●●●●●から北東に向かい約500m位置にあります。空き家の家の目の前に申請地があります。また、この農地につきましては農地法3条の中でも出てまいります。また、3ページをご覧いただけたらと思います。農地取得「下限面積」(別段面積)の設定についてという事で、調査結果をいれております。今、●●●番●の農地について、荒廃農地であったかどうか、また周辺の農地に支障を来す農地かまた、その他いろんな権利が設定されているかどうかという事を調査したものでございます。これにつきましては、また大変お手数をおかけいたしますが、別冊となっております。美祢市空き家に付随する農地の別段の面積取扱要綱をご覧いただきまして、この第4条空き家に付随する農地の要件に合致するかどうかという事を確認しております。その取扱要綱を確認した結果、満たしているという事を確認して地域の設定をこの度議案とさせていただきます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。来月からはこの案件につきましては、報告事項で上がってまいります。今月は、報告にするのに間に合いませんでしたので、3条の案件で上がっております。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> <p>私と倉増委員と会長と事務局で10月の7日に現地調査を行いました。これは事務局からもありますが、●●●●●の裏側といいます</p>
----------------------	---

	<p>か、そこの農地で、屋敷の土地と一緒に農地で他に全く問題はないと思いますし、この農地を新しく屋敷を買われるという方に売った方が得策ではないかというふうに調査しましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、議事順位第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から4を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。隣接する住居を購入するにあたり、併せて申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について譲受人は新規の農地取得ですが、畑作をするにあたり必要な農機具を購入する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は議案第1号により空き家に付随する農地に限定した設定面積0.1アールの要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。農業経営拡大のため申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、報告第2号により自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。長年耕作している土地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適</p>

	<p>正に耕作されています。農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。農地中間管理機構の農地売買事業を実施して申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、報告第2号により自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番、桑原です。この現地調査も10月7日に、私と倉増委員と会長と事務局で行いました。1番の●●さんの件については先程下限面積の方でありました、要件と全く一緒ですので問題ないと思います。</p> <p>2番の●●さんですが、この分については●●●●●、●●●の●●に抜ける、市町村境に近い所なんですが、●●●●●の施設がある所です。ここで、全部耕作の要件を見て歩きましたけれど、全く耕作してあって問題点はありませんでしたので、報告申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>3番、4番。お願いします。</p>
1番	<p>3番の●●さんですけど、●●の●●の旧道と言いますか、今は上は●●が通っていますけれど、旧道を通った時途中に●●●●●の後があるんですが、その近くです。全部耕作の方は全く問題なくやられています。</p> <p>●●●●●は、●●から●●まで●●が開通しておりますけれど、その出口から●●●●●の方に行く途中の家です。●●●●●はすご</p>

	<p>い農業を本気でやっていますし、後、現況証明で出てきますけれど、堆肥場が全部耕作の関係であれだったんですけど、後出ますので全然問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>地域委員の山縣です。1 番の件につきまして、今、桑原委員さんが言われた通り別段問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>2 番。</p>
7 番(推進委員)	<p>推進委員の大橋です。2 番の件につきましては、今、桑原委員さんが言われた通り問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>3 番。</p>
1 8 番	<p>これについても、一部耕作地がありましたが、しっかり手入れをされましたのを確認しましたので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>4 番。</p>
1 1 番(推進委員)	<p>推進委員の田口です。●●さんの方に関しては、倉増委員が言われた通り問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何か意見ございましたらお願いいたします。</p>
6 番	<p>第 3 条の 4 番目、資料 4 と第 1 8 条第 4 項の規定により規則の報告。1 5 ページの農地法第 1 8 条第 6 項の規定による処理報告で、公社と●●●●の関係、●●●●と公社の関係、これは利用権設定ですよね。同じ面積で売買が成立しているけども、そもそもこの関係がよくわからない。</p>

議長	3条で●●さんが買われる事になりましたので、今まで利用権設定で公社との間に契約があったのを解消したという事です。今までは、利用権設定がされていたんですけど、その解約をして3条での今回、移転になりますので所有権が●●さんに移ります。今まで公社が間に入って利用権設定をやっていたんです。
6番	ここに
3番	岸さんが言われるのが本当。昔はここに合意解約というのが入っていたんです。これがこの前から無くなっている。だから、設定されたのか、解約されたのかが分からなくなっている。前はあったでしょう。合意解約。この最近あの文字が消えている。
議長	事務局、今度からきちんと合意解約をきちんと書いておいてください。お願いします。
委員多数	前はあったんです。
6番	分からなかったのは、なぜ、ここに公社との合意解約の文書がここに載るかが分からない。公社との契約は載っているね。公社を経由するのは載っているね。
議長	私的に言えば、公社と地主との間の合意解約も載せてほしいなというふうに思います。公社が一旦地主から買い上げて、それを耕作者に貸し付けているので、地主との間の、公社との間の関係も解消するのであれば何らかの形で報告であげて欲しいと思います。
事務局	それについては、合意解約の15ページの2番に書いてあります。
議長	●●さんね。すみません。今の指摘につきましてはきちんと改善をしていきます。ありがとうございます。他に何かご意見はございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から南西へ3.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する農業を営む者です。自宅の横にあり、利便性のよい申請地に進入路、坪み所を建設するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番、桑原です。ここは●●●●のバス停から東に入って●●●を渡って、左折ですかね。行った所の入ってすぐのおうちですが、お墓を建てていらっしゃるようで、そのお墓が無断転用ですけど、始末書の提出をしてもらって4条の申請という事で許可が出ております。他に迷惑があるとかは全くございませんので問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
12番(推進委員)	<p>中野ですが、桑原委員さんの言われた通りでございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に何かございますか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から5までを事務</p>



1 8 番	<p>1 8 番、桑原です。1 番目の●●さんにつきましては、議案第 1 号の議案の場所と全く同じ所ですが、ここを買い受けるための駐車場が必要だという事ですが、もう駐車場になっておりまして、これは無断転用という事で始末書が出ておりまして、もう駐車場でコンクリートがはってあり、どうしようもありません。周りにも迷惑がかかるような所でもございませんので問題ないかと思っておりますのでご審議の方よろしくお願ひします。</p> <p>2 番につきましては、市長の実家の向かい側と言いますか、その場所で家を解体するために畑を一時転用するという事です。家を解体するために他に道がないわけではありませんが、私道で「その道は通ってはいけませんよ」という事を言われたそうで、この畑を利用する以外に家を解体する事ができないという事で、その一時転用でございまして、許可は問題ないかと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
1 番	<p>3 番、●●●なんですが、●●●●●の近くです。●●●がありますが、あれから●●●の方へちょっと入るんですけど、入ってから 2 0 0 m くらいの所と思ひます。周りも道ですし全然問題ないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>4 番。5 番。</p>
1 番	<p>●●。●●●●●の今もやっているけど、元製材所があった所から●●の方へ向って入る道、●●●●の方へ入る道があるんですけど、その途中です。ここも県の仕事上、工事の請け合い等全然別段問題ないのでよろしくお願ひします。</p> <p>5 番。●●の件ですが、これは周りに何もなくて、家と道の間に挟まれていますけど問題がある所ではございませぬ。会長が指摘されていましたが、道がありますけど、道幅が十分あるという話でこれは全然別段問題ありませんので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願ひいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>1 番の件について山縣ですが、先程桑原委員さんが言われたように別段問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>2 番。</p> <p>弘中委員、休みです。</p>

議長	<p>2番につきまして、これも別件で水道の方の仕事で行きまして、●●さんの山を伐採したんですが、その時に「あの向こうの家を解体するのでここを通路にしないといけない」という話を聞いたので、「それは一時転用を出して下さいよ」とお願いをして出してもらったものでございます。「あなたに会わなかったら一時転用出さなくてよかったのに」と言われました。実は●さんという家があるんですが、2軒ありますが、手前の方の●さんの家を空き家なんですが、解体をすると●●●と読むんですかね。こちらの家を解体するという事。というのも空き家で藁家にトタンが巻いてありますけれど、台風なんかの時に時々トタンが剥がれて飛んでくると、それに何かあった時に藁家ですからすぐに火が付くという事で、解体をしてくれと頼まれたという事で●●さんの方へみんな飛んでくるようでございます。それで解体をするという事になったという事になったようでございます。</p> <p>4番。吉村さんはお休み。</p> <p>これも先日、この前の豪雨で河川が決壊をしています。その復旧工事のための一時転用でございます。実は、県土木、市の建設課、農林課関係の工事用の道路につきましては、いちいち全部一時転用を見て歩いてはものすごい量になりますので、一覧表を県、建設課、農林課から出してもらっております。その一覧表にある所の工事用道路については、行政機関が責任を持って一時的に道路として使って、後は現況復旧の責任を持つようにとっております。ただこれは業者さんの資材置き場でございますので、一時転用が出てきたという事でございます。</p> <p>5番。</p>
13番	<p>担当委員の武藤です。担当の山中委員さんが所用で来られないという事なので代わりに私が出ました。倉増委員が言われた通り特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ちょっと補足しておきますが、私が「前に道があるじゃないか」という指摘をしましたら、その道、先程と一緒に通ったらいけないという事で、横断するくらいはいいんでしょうけれど、どうしても自分の所の家に入るための進入路と車の置場が必要だと言う事で、ここに道を作るという事でした。結構広い進入路が家の前にあるんですけども、家が●●●●-●の方に家が建っております。以上です。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。</p>

事務局	<p>それでは続きまして議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から北西へ2.2kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番、桑原です。国道●●●を●●●の方に向かって行きますと、●●の交差点を右折してすぐの所です。●●●のすぐ側にあります、農地から1mちょっと低い所にあるんですが、セイタカアワダチソウがものすごく繁茂しておりまして、周りもそういう状態でここに太陽光ができて周りの農地と言いますか、建物にも全く影響はないと思いましたがよろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
12番(推進委員)	<p>今、桑原委員が言われた通りです。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いします。県道と川に挟まれた所で上の方と言いますか、この下の●●●●の沖の水の為のポンプ小屋が建っております。下の所は農地が若干残っておりますけれど、ここはきれいに草刈りがされて管理がされております。その下に元建具屋さんがあります。あとは布団屋さん、あとは個人の家があるという所でございます。何かご意見ございませんか。それでは採択に移りたいと思います。議案第5号につきまして、原案に対して当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。 それでは、議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から6を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	6件朗読。 1件目。2件目。農地法第3条所有権移転申請のため双方の合意により解約されるものです。 3件目。4件目。これから所有者が自分で管理されるため双方の合意により解約されるものです。 5件目。農地法第3条農地所有権移転申請のために双方の合意により解約されるものです。 6件目。これから所有者が自分で管理されるため双方の合意により解約されるものです。 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。1件目、2件目、5件目は所有権移転のため、3、4と6については所有者が管理をするためという事でございます。地区委員さんの中でこれは何か問題があると思われる件がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
10番	すみません。伊藤です。4番目の●●さんのところですけど、これは5月に調査したあの田んぼですか。
議長	●●さん。
10番	●●さん。何か畑にしたいと、あの田んぼではないですか。畑地造成したいという。
議長	事務局どうですかね。
事務局	ちょっと確認して、また報告します。
議長	他にございませんか。5月の総会に出たんですかね。
10番	そうですね。

議長	報告事項でございますけれど、自分で作られるという事でございますので、今のご意見については参考までに調査をしておりますので、他に何かございませんか。他になければ終わらせていただきます。
1 4 番	ちょっといいですか。この地図なんですが、ページ31の資料11、●●のあの辺新しい道ができてなかったかなと思って。太陽光がある所、●●行くところに。
議長	新しい道は元の●●●の●●●●に出来ていますので、その下です。
1 4 番	でもこれ道がないからね。新しい地図には道がある。
議長	道はあります。隣接が県道です。
1 2 番(推進委員)	川の土手から入らないといけないよね。
議長	実際には川土手の方から進入すると思いますけれど。  (発言多数で聞き取り不能)
事務局	会長すみません。先程の●●の件ですけれど、畑地造成をされた場所を合意解約されるという事です。
議長	間違いないようです。 縄田委員、河川敷の上に車がゆっくり通るだけの道はあります。それから入れます。今、実際に手前の方も河川敷の方から入っておられます。手前というのが●●の交差点からしたら、交差点寄りに田んぼが2枚ありますけれど、ここを所有しておられる方はそこから入るようになります。
1 4 番	この地図は表示が悪いと言うか、新しいか何か分かるように、●●の方に●●●●の道になっているから

議長	<p>3 2 ページの方の図面を見てもらったら分かると思いますが、建設省と書いてありますよね。●●●というのがちょっと見えますけれど、水が斜め下の方へ流れると書いてありますけれど、この建設省と書いてある部分の所が河川敷で道になっております。4 t 車くらいまでだったら入るんじゃないかなというくらいの広い道がここにあります。ただ、草刈りをしていないので草ボーボーではございます。</p>
1 4 番	<p>通れる所があるわけですね。</p>
4 番	<p>もう決まった事ですが、●●という方はどこに住んでいる方なんですか。この地権者の●●さん。</p>
1 2 番(推進委員)	<p>交差点のすぐ縁の家。●●●●●のすぐ縁の家。</p>
4 番	<p>近くに住んでいらっしゃるんですね。</p>
1 2 番(推進委員)	<p>すぐ近く。</p>
4 番	<p>どこかに出ているわけではないんですね。</p>
1 2 番(推進委員)	<p>息子達がいるから。大きないい家が建っています。</p>
議長	<p>この3 1 ページの地図からいきましたら、信号の付いた交差点がありますよね。これを左斜め上の所に家がございます。ここが●●さんの家です。左斜め上の左側に家がございます。</p>
1 2 番(推進委員)	<p>●●●●●の隣。</p>
議長	<p>それでは次にまいります。議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明についてを議題といたします。1 から3 までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。遅くても昭和50年には道路として利用されており、現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が1筆。昭和56年に耕作放棄後、駐車場として利用され現在に至ります。</p> <p>3件目。20年以上前より耕作放棄後、農機具倉庫、堆肥場として利用され現在に至ります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番、桑原です。1番の●●さんの件ですが、これは先程申しました、●●さんの入口と言いますか、●●●●●線から入ってすぐの所ですが、●●●●●の看板があるすぐ側です。ここがもうアスファルトで舗装されておりまして、何が原因かよく分かりませんが地目変更される事なく現在に至ったという事でございます。もう道路として長い事利用されていらっしゃいますし、他に迷惑もかけてございませんので、仕方ないと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>2番。3番。</p>
1番	<p>2番ですが、●●町の外れですけれど、元郵便局があった前です。現状も写真の通りでもう何年も前からこういう状況です。</p> <p>3番、●●さんの件ですが、写真で見ると新しく見えますけども、最初からやっている電柱で建てた小屋が最初に来て、後ブロックとかやられています。これも20年以上前からこういう状況だったと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
7番(推進委員)	<p>1番の件につきまして、推進委員の大橋です。桑原委員が言われたように問題ないと思います。</p>
議長	<p>2番。</p>
18番	<p>これも長い事グラウンドとして利用されておりまして、手前の方は半年くらい前に家が建っておりまして、その家の駐車場として利用されておりまして、現にもう住む事がなくなったので家の解体をされておりまして、あとは何に利用されるかはちょっと</p>

議長	よく分かりませんが、田んぼとしての機能は全くありませんので駐車場で問題ないと思います。以上です。
議長	3番。
1 1 番(推進委員)	推進委員の田口です。この●●さんの分は写真で見られた通り周りは山で邪魔になる所ではなくて、その為本人は気が付かなかったんですね。親父さんがやって登記簿を取ったらなっていたという事で、それに気が付かれましたのですぐ転用されましたのでよろしくお願い致します。
議長	<p>ありがとうございます。一つほど私達の方からお詫びをしないといけないんですが、●●さんの件実は何年前になるんですかね。5年か6年前に一度3条が出ております。実際この場所も見に行っております。ですが、無断転用に気が付きませんでした。全部耕作を調べて歩く中で、今回全部耕作を調べる中で分間図と照らし合ったら無断転用をされていたという事が判明をいたしまして、現況証明で処理をしてくださいという事でお願いをした次第でございます。先程も3条が出ておりましたけれど、すごい面積の田んぼとすごい枚数も当然でございます。その中の一つでございます。見落としがあった事につきましては執行部と言いますか、私達の方からもみなさんにお詫びをしておきます。以上でございます。みなさんより何かご質問等ありましたら、お願いいたします。何も発言がないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の方に移りたいと思います。農業相談日につきましては、予約がありませんでしたので報告はありません。委員のみなさんの方より何か提案、発言等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは事務局より今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。まず来週10月23日水曜日、1時30分から全体会を開催いたします。その中で流動化推進委員会議も開催したいと思います。続きまして、次回の総会につきましては11月15日、午後2時から勤労青少年ホームで開催いたします。また、農業相談日は、11月12日火曜日、美祢地区は縄田委員さん、美東地区は岸委員さん、今みなさまにお配りしております紙は伊藤美和子委員さんと書いてありますが、伊藤さんのご都合が悪いという事で岸委員さんに訂正をお願いいたします。また秋芳地区については俵委員さんでございます。よろしくお願いいたします。また、現地調査につきましては11月7日木曜日、伊藤太一委員さん、馬屋原委員さんをお願いしたいと思います。私の方からは以上でございます。</p>
議長	それでは総会を閉じたいと思います。

事務局

号令

午後 3 時 1 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年 1 0 月 1 6 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

--	--

